



♡農事組合法人 水神ライスセンター♡

令和2年10月2日設立。 構成員7名
既存のライスセンター施設の有効活用と農地の集約化を主に営農を行う方針。
将来の担い手確保の問題も積極的に協議を進めていく。

☆頼れる担い手☆

一ノ分目新田地区では、令和元年に地域の話し合いによる「人・農地プラン」を策定したのを機に法人化の機運が高まり、令和2年10月の同時期に2法人が設立されました。
2法人とも『頼れる地域の担い手』として魅力ある農業経営を目指し活動していきます。
今後は、地域の個人の担い手6名と協力して『農地利用調整協議会』を設立し、農地の有効利用を目的に集積・集約化と将来の担い手育成を目指す話し合いを重ね、地域農業を健全な形で次世代に継承できるように活動していくとのこと。

(石橋 農業委員)



♡こうごライス 株式会社♡

令和2年10月8日設立。 構成員5名
農業経営の合理化を目指し、法人化。
最新の農業技術を活用したスマート農業にも意欲的に取り組み、コスト軽減と規模拡大を行っていく。

一ノ分目
新田地区に
2法人設立!

新年のあいさつ



香取市農業委員会
会長 伊藤 寛

新年あけまして
おめでとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症について収束する気配のない中、農業を取りまく状況は課題が山積していますが、関係機関との連携強化を図りながら、少しでも課題を解決できるような努めて参りたいと思います。

私も、農業委員・農地利用最適化推進委員は、具体的には総会への代表者の出席や、事前審査会等への出席、また合同研修会や視察研修会の開催など、極力情報共有できる場を設けて、何がベストなのかを考え、試行錯誤しながら、活動しております。

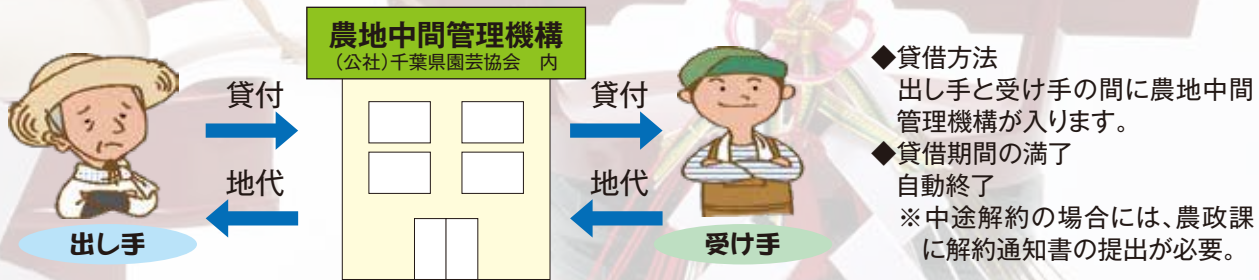
現体制での農地利用の最適化に向けた活動施策として、特に、農業委員会が「人・農地プラン」の策定支援を農政課と連携して進めた結果、事業推進がいつきに加速され、現在6地区で、「人・農地プラン」の策定が完了し、この「人・農地プラン」を基本に地域の農業情勢に即した、集落管農組織の法人化、農地の集積・集約化や耕作放棄地対策など、関連した施策を展開しております。

香取市のプラン作成支援の活動は、現在、国が求めるプランの実質化の要件を満たしており、結果として、先駆けて実質化した「人・農地プラン」の推進を行っているという事例となっておりますが、農業委員会活動に「これでよし!」とした終わりはありません。私どもは次なるステップを目指しチャレンジしているところです。まだ、「人・農地プラン」の策定されていない地区の方は、地元の農業委員・最適化推進委員まで、お声掛けください。

農家の皆様におかれましては、香取市の農業の発展のため、より一層のご指導、ご鞭撻の程をお願い申し上げます。

農地の貸借は… **農地中間管理機構を活用しよう!**

農地中間管理機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。



- ◆貸借方法
出し手と受け手の間に農地中間管理機構が入ります。
- ◆貸借期間の満了自動終了
※中途解約の場合には、農政課に解約通知書の提出が必要。

農地中間管理事業を利用するメリット

農地を貸したい方

- 機構が適切な貸付先を選定します。
- 貸付期間終了後、トラブルの心配なく、農地が戻ります。

農地を借りたい方

- 地主との交渉は機構にて実施。
- 借入期間中は安心して耕作可能。
- 賃料の支払いを一本化できます。
(今までは、複数人から農地を借り受けている場合、それぞれの相手方へ賃料を支払う必要がありました。しかし、まとめて機構と契約すれば、支払いを一本化できます。)

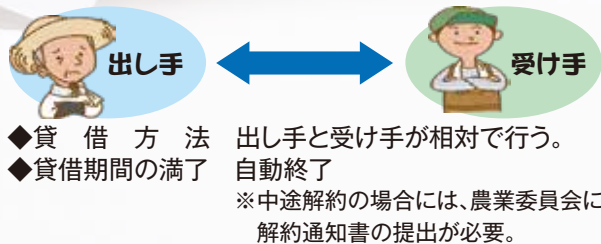
借り受け対象外となる農地

- ①農業振興地域外の農地。
- ②共有名義で過半数の同意が得られない場合。
- ③仮登記や抵当権の設定など貸付に支障がある場合。
- ④利用することが著しく困難な状況となっている場合。

【お問い合わせ先】

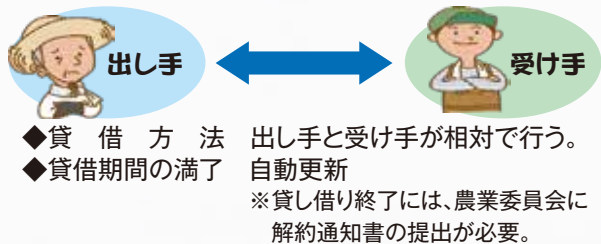
香取市農政課 TEL50-1258
(公社)千葉県園芸協会 TEL043-223-3011

利用権設定事業



- ◆貸借方法
出し手と受け手が相対で行う。
- ◆貸借期間の満了自動終了
※中途解約の場合には、農業委員会に解約通知書の提出が必要。

農地法



- ◆貸借方法
出し手と受け手が相対で行う。
- ◆貸借期間の満了自動更新
※貸し借り終了には、農業委員会に解約通知書の提出が必要。

【お問い合わせ先】 農業委員会 TEL50-1226

あなたの農地が狙われています！！

最近、「良い土があるので、荒れた農地をかさ上げて有効利用しないか。」「農地を貸してほしい。」「農地を無料で造成してあげる。」などの甘い言葉で誘い、実際には、再生土と称して、適切に処理が行われていないものが混入している恐れがある土砂や、建設残土の捨て場にしてしまう悪質な事業者がいます。

悪質な事業者は、金銭や甘い言葉で土地利用の同意を得ようとします。同意を得ると、すかさず法律や手続きを無視して短期間で処理をしていない土砂等を大量に持ち込み、さらに、周りの土地にまで行為が拡大したりし、農地として利用できなくなることはもちろん、近隣の土地や住民の生活環境にも予想もしなかったトラブルが起こりえます。

搬入されてしまった後は、事業者が逃げてしまっていることがあり、地権者が大変な費用をかけて撤去することになる場合もあります。安易な気持ちで応じないよう、工事の誘いがあった場合には、必ず地元の農業委員や農業委員会にご相談ください。

●注意事項

- ・利用価値がない土地だからと、うまい話に安易に同意しないこと。(口頭も含む。)
- ・自分だけで判断せず、周りに相談する。
- ・相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる。
- ・工事は事業者任せにしないこと。工事により起こったことは、事業者とともに地権者も連帯責任を問われる場合もあります。知らなかったでは済みません。
- ・工事施工中、地権者はこまめに現地に足を運び、状況を十分に把握してください。
- ・契約については、内容をよく理解してから、必ず書面で結んでください。なお、事業会社との農地としての売買はできません。また、その農地に売買の仮登記をしても、農地転用許可が受けられないと所有権の移転登記はできませんので、宅地建物の取引業者の仲介であっても農業委員会にご相談ください。

●トラブルの例

- ・聞いていた以上の再生土や建設残土の山にされたため、法面が崩れ、隣接地に土砂が流れ込んだり、水路が埋まってしまった。
- ・降った雨が隣接地や道路に流れ込んでしまっている。
- ・高くなりすぎて隣接地との高低差ができ、隣接者に迷惑をかけている。
- ・地盤が高くなったため、用水路から水が入らない。パイプラインから水が出ない。
- ・周辺地域の近隣住民から、井戸水の水質に不安の声があがる。
- ・埋めてしまったため、隣地との境界が不明となり、境界線の位置でトラブルとなった。

あっという間に
土砂の山！



※この写真はイメージです。

ヤミ耕作とは農業委員会を介していない農地の貸し借りのことです。例えば：
 ・昔から口約束で親戚・知人に手続きせず農地を貸して(借りて)いる。
 ・転作・税金等の関係があるので手続きをしていない。
 ・ヤミ耕作だとこんな困ったことが…

【地主の場合】
 農地を返還してもらおう際に離作料が発生する場合や、二〇年以上耕作していた際農地が借主のものになる場合がある。

【借主の場合】
 突然地主に農地の返還を求められる場合がある。農地の貸し借りは正規の手続きをしましょう。



農地の売買・転用等の申請受付期間並びに総会予定表 <2021年1月~2021年6月>

年 月	受付期間 (土日祝日は除く)	総会開催日
2021年1月受付分	1月18日(月)~ 20日(水)	2月5日(金)
2021年2月受付分	2月15日(月)~ 18日(木)	3月5日(金)
2021年3月受付分	3月16日(火)~ 19日(金)	4月7日(水)
2021年4月受付分	4月15日(木)~ 19日(月)	5月7日(金)
2021年5月受付分	5月18日(火)~ 20日(木)	6月7日(月)
2021年6月受付分	6月16日(水)~ 18日(金)	7月6日(火)

重要!農業用の資産は償却資産申告が必要です!

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産（事業で使用している資産）も対象となっています。償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、その資産が所在する市町村長へ申告することが義務づけられています。事業用償却資産をお持ちの方は、香取市 HP か税務課窓口で申告用紙を入手し忘れずに申告をお願いします。

- 農業で償却資産となる主な例：ビニールハウス、乾燥機、糶摺機、保冷库、自動選別計量機、フレコン、パソコン、など
- ×申告対象外の例：トラック、軽トラック、田植機、耕運機、フォークリフトなど（自動車税及び軽自動車税の課税対象となるもの）

償却資産の固定資産税の例（概算）

乾燥機（取得額 150 万円・耐用年数 7 年）・保管用冷蔵庫（取得額 30 万円・耐用年数 7 年）を購入した場合

- 1年目 課税標準額 155 万円 固定資産税額 21,600 円
 - 2年目 課税標準額 112 万円（※免税点未満）以降、固定資産税額 0 円
- ※課税標準額は各資産の時価に相当する金額の合計です。（特例が適用される場合あり）
償却資産は課税標準額 150 万円に満たない場合、固定資産税が免税されます。
税額は課税標準額 × 税率（1.4%）となります。

【問い合わせ・申告先】香取市税務課資産税班 TEL50-1223

新型コロナウイルスという見えないものとの闘いで予想もつかない事態が続いていますが、昨年は、外食産業の需要減少による出荷減少や長雨による日照不足、技能実習生の受け入れができない等未曾有の年となりました。お互い感染しないよう気を付け、早く元の生活ができるよう願うばかりです。

編集長 栗林 利男

新年あけまして
おめでとーございます



編集後記



- 発行日：毎週金曜日
（購読者のご自宅に郵送されます）
- 購読料：1ヶ月 700円
- 申込：農業委員会事務局へ

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門誌です。

全国農業新聞を購読しましょう
「農業者の視点に立って、農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします！」